

見てきたドイツの原発訴訟と、大飯判決勝訴の意義

海渡 雄一

(弁護士・元日弁連事務総長・脱原発弁護団全国連絡会共同代表)

179

号
証

内容

第1	はじめに.....	1
第2	原発を止めるための5つの法的な手段.....	3
第3	行政の力で原発を止められるか.....	5
第4	福島原発事故の発生には司法にも責任がある.....	6
第5	福島の悲劇につながった浜岡原発訴訟静岡地裁判決.....	9
第6	3. 11後の新たな原発訴訟ーすべての原発を止めるための訴訟を提起し直すー.....	13
第7	大飯原発差し止め福井地裁判決と3. 11後の司法のあり方.....	14
第8	福井地裁判決はドイツにおける司法判断と共通している.....	17
第9	福井地裁判決を活かし、泊でも勝訴判決を勝ち取ろう.....	24
	講演者が関与した原発関連の参考文献.....	25



ミュルハイムケリヒ原発の差し止めを決めたドイツ連邦行政裁判所（ライプチヒ）にて
権力を象徴するライオンにかけられた鎖のレリーフ（2014.5 ドイツにて）

第1 はじめに

1 大学時代の決断

わたしは大学時代に、原子力を含む公害問題を扱うような学生サークルに所属していました。そこでいまの連れ合いである福島みずほさんとも出会いました。

1970年代半ばで、水俣病や、イタイイタイ病などの公害があり、その最前線で弁護士たちが働いていました。わたしも環境問題を扱う弁護士になりたいと願っていましたので、手当たりしだいに公害問題の本を読んできました。

当時は、全国で原発の「建設ラッシュ」が起こっていました。大新聞には載りませんでしたが、少数の雑誌は、全国各地で農業や漁業にたずさわるとたちの原発反対運動を紹介していました。そのなかに、原発の問題に真正面から取り組んでいる科学者がいました。高木仁三郎¹さんや、久米三四郎²さんです。

¹高木仁三郎……核化学者（1938- 2000）。市民の視点と、科学者としての専門性からの解明をめざす「市民科学者」を自認し、原子力の危険性を警告し続けてきた。1975年に「原子力資料情報室」を設立（1987年から99年まで代表を務める）、1978年に『はんげんぱつ新聞』を創刊し、1988年まで編集長を務めた。1997年にライト・ライブリフト賞（もうひとつのノーベル賞と称される）を受賞、プルトニウムの脅威を訴えてきた活動が評価された。おもな著書に、『原発事故はなぜくりかえすのか』『プルトニウムの恐怖』『市民科学者として生きる』（いずれも岩波新書）など。

11 ウンターヴァッサー原発・中間貯蔵施設の設置許可取消訴訟（連邦行政裁判所 2012年3月22日判決）

許可庁はテロリストがエアバスA380を使って意図的に攻撃をおこなう可能性を検討対象に含めなかった。エアバスA380は当時開発が進んでいた超大型旅客機（最大定員約850人）。

原審（Ni州高等行政裁判所2010年6月23日判決）は、「テロリストによる意図的な航空機の墜落はもともと可能性が非常に小さい、エアバスA380の就航、飛行ルート、飛行域はわかっていない、機体数・就航頻度も少ない、パイロット教育などによる安全教育が強化されている、機体構造に関する信頼できるデータがなくモデル計算が不可能である、他機種による検討結果では規制値を超過することはないとの結果が出ている、という事情を全体的に考えればA380の意図的な墜落を考察対象に含めなかったことが恣意的な判断とはいえない」という被告（許可庁）の主張を受け入れ、取消請求を棄却した。破棄差戻。

「（最高度の危険排除及びリスク予防の原則に従えば）A380を考察の対象に含めなかったことを恣意的でないということとはできない。…『航空機テロはそもそも非常に可能性が小さいうえに、A380は機体数と飛行頻度の小ささ、パイロットに対する特別の教育によってその可能性はさらに減っている』という被告の見解は論理的ではない。被告は、意図的な航空機の墜落というシナリオを正当にも損害予防措置が必要な対象に含めた。これは、『原子力施設に対する航空機テロは蓋然的ではないものの、完全に排除することはできず、残余リスクに含めてしまうことは出来ない』という連邦内務省の見解に沿ったものである。こうした見解に照らせば、『航空機テロの可能性はそれ自体低く、A380の場合はなおさら低い』という（行政庁の）見解は矛盾している。」「キャスクに対する徹甲弾（成形炸薬）に対する安全性も確保されているという許可庁の見解にも恣意性はないという原審の判断も違法である。…原子力法6条2項4号の許可要件を満たすことについての立証責任は許可庁側にある。…『現代のロケット型徹甲弾には大きな破壊・汚染効果があるという原告の主張は裁判所に確信を抱かせるものではない』という原審の判断は誤っている。これは、『被告の認識と評価が原告の主張立証によって揺らぎ覆され得るように見えるか否か』という判断を目指すものではない。むしろ、許可庁の主張を覆すことを原告に要求しているというのが真相である。」

12 ドイツの脱原発合意は司法判断が出発点



（ドイツ連邦行政裁判所 ライプチヒ 2014年5月 撮影筆者）

福島原発事故の直後、メルケル首相は倫理委員会²¹を招集し、脱原発のための提言を求めた。この倫理委員会の報告書を見ると、「原子力エネルギーに比べ、再生可能エネルギー²²やエネルギー効率改善のほうが健康リスク、環境リスクを低くすることは明らかだ」と書かれている。

倫理委員会内でも、原発推進派と脱原発派の対立があったようである。「リスク（危険性）とベネフィット（利益）のバランスをとって、脱原発を進めるべきだ」という考え方と、「原発のリスクは社会にとって容認できない」という考え方の対立である。

²¹倫理委員会……メルケル首相によって急遽招集された「安全なエネルギー供給のための倫理委員会」で、並行して「原子炉安全委員会」も設立された。立場や専門の違う2人の委員長と委員15名から構成され、4月4日から5月28日までの期間で、「脱原発」を目標にした議論を闘わせ、その一部は、公開討論となりテレビ中継された。その報告書が、原子力法改正を成立させる大きな力となった。

²²再生可能エネルギー……国際再生可能エネルギー機関は「太陽光、風力、波力・潮力、流水・潮汐、地熱、バイオマスなど、自然の力で定常的（もしくは反復的）に補充されるエネルギー資源より導かれ、発電、給湯、冷暖房、輸送、燃料など、エネルギー需要形態全般にわたって用いられる」と定義している。